

---

プロジェクト	実務対応 実務対応報告第 18 号の見直し
項目	第 94 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 94 回実務対応専門委員会（2016 年 11 月 22 日開催）（以下、「専門委員会」という。）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

### 国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いについて

2. 国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いについて、事務局は、次の方向で検討を進めるという提案を行った。
  - (1) 対象企業の範囲について、指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法の規定に基づく有価証券報告書により開示している場合に限るものとする。
  - (2) 会社法に基づく連結計算書類は日本基準により作成したうえで、有価証券報告書を提出する時点から指定国際会計基準へ移行するケースについても、当面の取扱いの適用を認めることとする。
  - (3) 早期適用を認めるよう文案を修正する。

これらに対し、次のような意見が聞かれた。

#### 会計方針の変更について検討すべきとの意見

3. 国内子会社が、当期末の金融商品取引法に基づく連結財務諸表から指定国際会計基準に移行した場合に、親会社は、当期末の金融商品取引法に基づく連結財務諸表から当該子会社の指定国際会計基準に基づく財務数値を取り込むか、翌第 1 四半期から取り込むかの対応が可能と考えられるが、どちらの場合であっても会計方針の変更として取り扱うほうが実態と合っていると考える。

(対応案) 事務局の提案に同意する意見である。
-------------------------

有価証券報告書を提出する時点から指定国際会計基準へ移行するケースについて追加で検討すべきとの意見

4. 有価証券報告書を提出する時点から指定国際会計基準へ移行するケースを採用した場合、会社法に基づく連結計算書類と金融商品取引法に基づく連結財務諸表の数値が異なる可能性があるが、この点について何らかの開示を行うことを検討すべきと考える。
5. 国内子会社において、指定国際会計基準へ年度末の有価証券報告書から移行するが、親会社の連結財務諸表作成において当面の取扱いを第1四半期から適用する場合、適時性の観点で問題にならないことを明らかにしたほうが良いと考える。

(対応案) 親会社の連結計算書類においては、国内子会社等で日本基準により作成した会社法に基づく連結計算書類を取り込むことになるため、親会社の有価証券報告書においても、通常、それに合わせた数値を用いることが想定される。

その結果、国内子会社が有価証券報告書を提出する時点から指定国際会計基準へ移行する場合、親会社の連結財務諸表においては、翌第1四半期から国内子会社の指定国際会計基準の数値を取り込むこと想定される。また、この場合、会計方針の変更の適時性が議論となる可能性は少ないと考えられる。

よって、第6項(2)のパターンについては、実務対応報告第18号において特段、取扱いを明らかにする必要性は乏しいと考えられる。

**修正国際基準との関係及び修正項目に関する検討について**

6. 事務局は、実務対応報告第18号における修正項目について、次のような対応を提案した。

- (1) 「資本性金融商品のOCI オプションに関するノンリサイクリング処理」については、当初の事務局提案どおり、修正項目とする。
- (2) 「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」については、以下のいずれかの案による。

「案1: 「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」を修正項目とする案」

「案2: 「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」を修正項目としない案」

「案3: 米国会計基準に基づく「株式の公正価値測定による差額を当期純利

「益に計上する処理」は修正項目とし、IFRSに基づく「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」は修正項目としない案

これらに対し、次のような意見が聞かれた。

減損会計の適用に関し、関係会社で行われた会計処理を修正するのは実務上の負荷が高いとする意見

7. 減損会計を適用するためには、関連会社であっても必要な情報を入手することを要するが、実務上、関連会社から情報を入手することは困難である。特に海外で上場している会社については、規制上の観点からも情報を入手することは難しく、実務上の負荷が高い。

(対応案) 上記意見を踏まえて対応を検討している。審議事項(6)-1を参照。

「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」について、案1による対応を支持する意見

8. 実務対応報告第18号の修正項目が、実務上は限定列挙的に使われている点や、在外子会社が株式による運用を行うことが稀である点を考慮すると、修正項目に含めても大きな支障はないと考える。

(対応案) 上記意見を踏まえて対応を検討している。審議事項(6)-1を参照。

「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」について、案2による対応を支持する意見

9. 製造業においては、在外子会社が保有する持ち合い株式は、現在では非常に少ないという認識である。また、金融機関も規制上、株式の保有数を増やしていくことは考えづらく、むしろその逆の潮流にある。したがって、当該項目を修正項目に含めることについて、実務上の重要性は低い状況であり、これを修正項目に含めると、かえって実務上の手間が増加する可能性がある。修正項目とはせずに、「従来の日本の主張とは異なるけれども、一般情勢を踏まえると重要性がないため修正項目としない」旨を結論の背景に記載する程度にすべきと考える。
10. 関連会社にも子会社と同様に適用するのは困難な可能性がある。引き続きアウトリーチをした方が良いのであれば、国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いについてのみ改正する公開草案を出して、修正項目に関してはアウトリーチを実施した後で検討する方が良いと考える。

(対応案) 上記意見を踏まえて対応を検討している。審議事項(6)-1を参照。

以 上